

協会の対面型事業実施における新型コロナウイルス感染防止対策指針

2021年11月19日

基本的な考え方

- 1 協会の活動においては、科学的なエビデンスに基づいて①感染源を持ち込まないこと、②感染を広げないこと、この2つを徹底して、対面型事業の実施・再開を図っていくこととする。
- 2 公の団体が行う事業として市民意識や反応に留意して、市民からの納得が得られる事業実施に努めることとする。
- 3 上記を踏まえて、主催者及び参加者がともに安全で安心な事業実施となるよう、2021年度から規模を縮小して始めることとし、感染の状況や市民の反応等を踏まえながら、段階的に規模の緩和を図っていく。

感染防止対策

- 1 活動の場に“感染源”を持ち込まないために
事業参加に当たっては、事後のリスクマネジメントの観点から、事業の規模や特性に応じてワクチン接種済証の提示を依頼する。ただし、ワクチン接種済証の提示が困難な場合は、以下のいずれかの提示で可とする。
 - ① PCR検査による陰性証明書
 - ② 抗原検査による陰性証明書
 - ③ 参加前1週間の検温記録(注意事項) 1. 差別につながらないように配慮する
2. ①②については、参加前48時間以内のもの
- 2 活動の場で感染を広げないために
 - (1) 不織布マスク着用の励行
参加者の検温及び手指消毒はもとより、「不織布マスク」の正しい着用を励行する。
*マスク着用ができない事業については、実施の可否を慎重に検討する。
 - (2) 適切な換気
施設内にCO₂センサーを設置して、空間のCO₂濃度を測定する。CO₂濃度の数値の上昇に応じて、適切に換気を行う。
*1,000ppmを超えたら事業を中断し、換気を行う。
 - (3) 活動時間の制限
極力、活動時間を短く設定すること。事業の特性上で長時間となる場合も休憩を入れるなど、1回あたりの時間が短くなるように検討する。
*活動時間90分→45分の2コマにして、合間に換気を行う。etc.
 - (4) 定員のコントロール
会場の定員の範囲内で活動ができるよう、参加者の時間入替制の導入などを検討する。